

令和7年11月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和7年11月20日(木)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時 3分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

3番 酒井 恵美 委員

4番 佐藤 幸信 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 王丸 貴将

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画について	8件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	4件
報告第3号	農地法第18条の規定による届出について	12件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 舟越 健策 王丸 貴将

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和7年11月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はありません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号3番〇〇〇〇委員と議席番号4番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件、4筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について1件、2筆、賃貸借権設定について、1件、2筆の申請がございました。

それでは1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可する

ことに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第1号、番号2の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律での農用地利用集積等促進計画ではなく、農地法第3条での賃貸借権設定でございます。

貸出人から、新規就農を考えていた借受人への賃貸借権設定でございますが、借受人につきましては、前耕作者の依頼により交代をされております。

借受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において、地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付をされていることから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

7番〇〇ですけど。

これ〇〇の土地で、この後、第3号議案にある、2番ですね。この土地ですかね。

第3号議案で〇〇さんがやめる。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

この後、報告の3号の2番で上がっておる方が耕作をこの新規就農の方に代わられるというところで、この議案第1号の賃貸借契約のほうが出ております。

7番委員

いちごはそのままちゅうことですか。

事務局

そうですね、営農計画書のほうにも、いちごのほうは引き継がれるということで聞いております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長

他にございませんか。

それでは、無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について2件、4筆でございます。

議案第2号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、2件、4筆の申請がございました。

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者が隣地の転用申請を行った際、申請地が農振農用地であることが判明したため、農振除外の手続を行った上、資材置場・駐車場として転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、北側水路に放流する計画となっております。

また、申請者からの始末書も添付をされております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、相当数の街区を形成している区域にある農地、に該当することから、第2種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、第2種農地は、第3種農地に立地困難な場合、許可できるということから、農地転用は許可しうると判断をしております。

以上、議案第2号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員どうぞ。

4番委員

座席番号4番の〇〇でございます。

担当地区の委員として、11月11日に、事務局と会長と、〇〇委員と私で、現地の確認をやりました。

現状は別紙のとおりで、雨水排水関係について、特段問題はないかと思われま

す。以上が担当委員からの意見です。

議長

ただいま〇〇委員から御意見頂きましたが、ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページをお願いします。

議案第2号、番号2の申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いします。

この案件につきましては、申請者が、土地の調査・測量を依頼したところ、駐車場、物置として使用していた申請地の農地転用許可を得ていないことが判明したため、転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は、北西側道路側溝に放流する計画となっております。

また、申請者からの顛末書も添付をされております。

5 ページに位置図、6 ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照のほど、よろしく願いいたします。

農地区分につきましては、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地に該当することから第3種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

地元委員さん、〇〇委員どうぞ。

4番委員

4番の〇〇です。

これも同じく11月11日に、事務局と会長と〇〇委員と私で現地の確認をしました。

もう現地はもう既にできておりまして、周りの農地に対してのどうのこうの、排水の影響なんかもないものと思われ、特段問題はないかと思われまます。

以上です。

議長

ただ今、〇〇委員から、御意見をいただきましたが、他にございませんか。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画について、8件、22筆でございます。

議案第3号、番号1から番号8につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは4ページから7ページをお願いします。

議案第3号、農用地利用集積等促進計画につきましては、8件、22筆の申し出がございました。

農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構が定めることとなっておりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市農業委員会より意見の聴取を行うものとする事から、今計画について御意見を伺うものでございます。

内訳につきましては、7ページの農用地利用集積等促進計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

7ページをお願いします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が2万4,442平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について作物名「水稻」「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が18件、2万2,481平方メートル、使用貸借権が4件、1,961平方メートルとなっており、総合計が22件、2万4,442平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人が8名、借人6名、申請枚数は8枚となっております。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。

なお、本件は、鳥栖市農業委員会会議規則第17条による簡易採決を行います。

議案第3号、番号1から番号8の計画について、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、御異議なしと認め、そのように決めます。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは8ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、1件、2筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、9ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、4件、4筆が提出され、市街化区域の農地であり、適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、10ページから12ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして、12件、23筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から説明をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

7番〇〇ですけど。

去年の6月、今年の1月にちょっと私の意見として出してましたけど、〇〇地区の開発の件なんですけど、あれから、会長何か進んでもらいました。

議長

ちょっと事務局のほうに答えてもらいます。

事務局

特に、今言われている案件につきまして、多分〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の開発の件だと思いますが、特に、農業委員会のほうに対しての説明等は受けておりませんで、実際に事業自体は進んでいると思うんですけれども、特に農地等への開発等の説明は受けていないところでございます。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

私が言ったのはそういうことじゃなして、まず会長にもお願いしとる、会長はそういう指示をするべきだと思って言ったはずなんです。

というのは、あそこ優良農地ですよ。

あんないいのが、市の考えだけで進めて、農業委員は全然知らん、農業委員会も話も何も無い。

本来1番初めに相談あるのが農業委員会じゃないですか。

それも会長、向こうが何も言わんから知らんじゃなして、私たちは何かすべきじゃないかと私は言ったんですよ。

このまんま市の勝手に優良農地とかどんどん減るばかりですよ。

私たちは関係ないじゃなして、1番初めに問題提起されて私たちが、話し合うべきじゃないでしょうか。

議長

そうですね。

とは言いながら順番があると思うんですけどそういう進め方についてはですね。今言われるように、できれば事前に、前の問題もありますんで、そういったところを同じ轍踏まないようにうちのほうでも、触手を伸ばして、ちょっとやりたいと思います。

7番委員

その時もそう言われて、準備するように言われよったでしょ。

何もしてないじゃないですか。

一番始めに言ったの6月ですよ、去年の。1月も言うた。

農業委員会なんですかこんなら。このままじゃいけませんよ。

議長

全くやってないというわけではございませんので、こういう情報が何かあれば、できるだけこちらにも、お話をお願いしますというような話はしてますが、そういった話がまだ来ないということです。

7番委員

すみません、農業委員だけじゃなして、推進委員さんたちも知るべき問題なんですよ、こげんとは。ぜひしてください。もう私たち任期ありませんよ、先は。お願いします。

議長

他にございませんか。

事務局のほうから何かございますか。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和7年12月19日金曜日、午前9時30分より3階大会議室1で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____